

ブラジル特許情報

未審査滞貨問題を一挙に解消するために、ブラジル特許庁が無審査で特許出願を自動的に特許付与するプランを提案する

2018年01月22日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

ブラジル特許庁は、膨大な量の未審査滞貨を抱えているため、特許出願がファイルされてから特許付与されるまでに要する期間が、平均 10 年を超える現状にあります。

上記の現状を打開するために、ブラジル特許庁は、行政上の措置である複数の早期審査手続(たとえば、PPH プログラム、環境に優しい技術の特許出願(グリーンパテント)、第三者によって侵害されている特許出願の早期審査等)を実施し、未審査滞貨の解消の一助としてきました。

加えて、ブラジル特許庁は、次のような特例措置も講じています。すなわち、ブラジル特許法(Brazilian Patent Statute)の制定に基づき、特許付与までに 10 年を超える期間を要した場合、特許権存続期間は自動的に延長されます。具体的には、特許出願から 20 年間か、あるいは、特許発行日から 10 年間のいずれか長い方まで、特許権が存続することになります。なお、この特例措置を不服とし、複数のジェネリック医薬品製造会社が、ブラジル連邦最高裁判所に上訴しており、上記の特例措置が違憲であるか否かについて、審理中です。

しかしながら、これまでに講じられた措置では、膨大な量の未審査滞貨は、減少されず、年々増加の一途を辿っています。そこで、ブラジル連邦政府は、このたび、「自動特許付与プラン(案)」を提案し、実体審査をすることなく自動的に特許出願を特許付与する(医薬分野の特許出願を除く。)ことを提案しました。

上記の「自動特許付与プラン(案)」、及び、その対応策等について、以下に詳細に説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: http://www.harakenzo.com
<商標専門サイト>	: http://trademark.ip-kenzo.com
<意匠専門サイト>	: http://design.ip-kenzo.com
<法務部 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment
<広島事務所 facebook>	: https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。